

利根町公共下水道事業経営戦略

令和2年3月

利根町都市整備課

目次

1 経営戦略策定の背景と目的	-----1
(1) 背景	-----1
(2) 目的	-----1
2 利根町の概況	-----1
3 下水道事業の概要	-----3
4 経営の基本方針	-----4
(1) 基本方針	-----4
(2) 課題	-----4
5 投資・財政計画	-----5
(1) 投資計画	-----5
(2) 財政計画	-----6
①歳出の推移	-----6
②歳入の推移	-----6
6 経営・財政状況分析	-----7
(1) 経費回収率の推移	-----7
(2) 水洗化率の推移	-----8
(3) 地方債残高の推移	-----8
(4) 一般会計繰入金の推移	-----9
(5) 総括及び今後の展望	-----10
7 投資・財政計画（収支計画）	-----11

1 経営戦略策定の背景と目的

(1) 背景

公営企業を取り巻く環境は、施設・設備の老朽化に伴う更新期を迎えようとする一方で、人口減による料金収入の減少等が見込まれており、その経営状況は一層厳しさを増しています。このような情勢においても、公営企業が日常生活に不可欠なサービスを将来にわたって安定的に供給し続けるためには、中長期的なビジョンに基づいた企業経営を行っていく必要があります。

このため、総務省は各地方公共団体等に対して、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を令和2年度までに完了するよう要請しているところです。

また、その先には、人口3万人未満の地方自治体が行う下水道事業等について、令和5年度末までの地方公営企業法適用が総務省から要請されています。

(2) 目的

本町の下水道事業は、下水の安全かつ適切な排除及び公共用水域の水質保全を図り快適な生活環境を確保するため、公共下水道事業を行っております。事業を取り巻く環境としましては、過去の下水道施設建設に係る地方債の償還が進む一方で、人口減少や節水機器の普及等による料金収入の減少や、下水道施設が今後本格的に更新時期を迎えようとしている等、様々な経営課題が顕在化しています。

こうした中、公共下水道事業を将来に渡って安定的かつ効率的に運営し続けるために、「投資」と「財政」の両面から今後の経営の方向性を明らかにし、経営基盤の強化を図ることが、経営戦略の策定目的です。

2 利根町の概況

本町は茨城県の南西端にあつて、利根川を挟んで千葉県と接する位置にあります。また、東京都心から40km圏内にあり、首都圏の近郊整備地帯の一環を構成しています。

地勢では利根川水系に属しており、町の中心を新利根川が東西に流れ、この水を灌漑用水とした水田地帯が広がっています。町内には羽根野、早尾、布川の台地があるものの、町全体の70%以上が低湿地帯となっています。基幹産業は農業で、稲作を中心として、いちご、アスパラガス等の野菜類が生産されており、都心の近郊でありながら肥沃で平坦な農地が広がっています。

公共交通については、中心市街地の布川から約2kmの距離にJR成田布佐駅、約10kmの距離にJR常磐線の取手駅があります。また、主要な道路としては、主要地方道千葉・竜ヶ崎線、取手・東線、県道立崎・羽根野線があります。

図1 茨城県全域図 ※出典：いばらきデジタルマップ



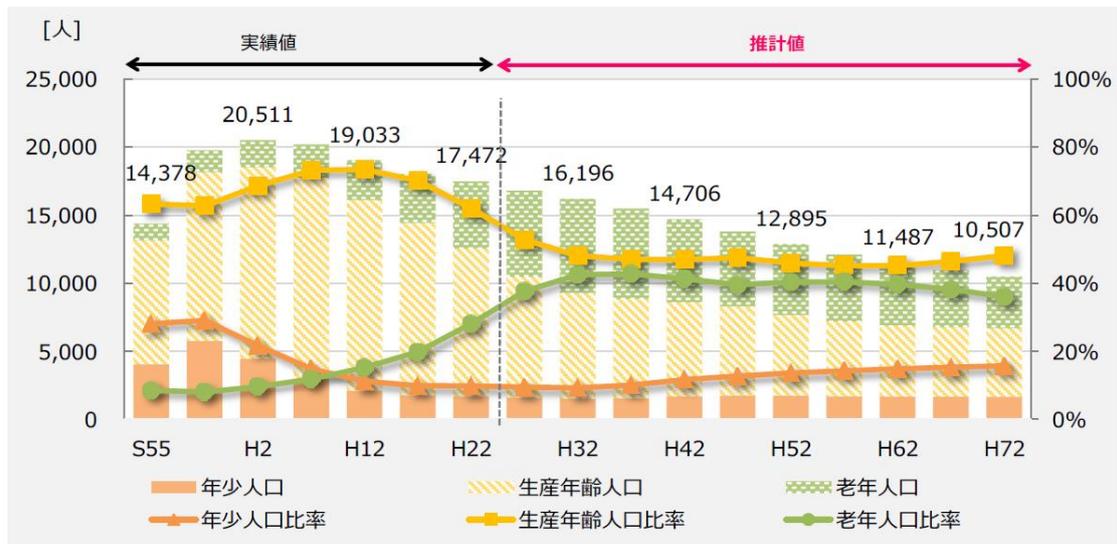
本町は、首都圏のベッドタウンとして住宅開発が行われ人口が増加してきた歴史がありますが、総人口は平成2年（1990年）の20,511人をピークに減少傾向に転じ、令和2年（2020年）1月1日現在では15,339人、「利根町人口ビジョン」では、今から40年後の2060年には、約1万人まで減少すると見込まれています。

また、年少人口（15歳未満）は昭和60年から緩やかに減少、生産年齢人口（15～64歳）は平成7年をピークに減少に転じているのに対し、65歳以上の高齢者人口は昭和55年以降増加し続けています。平成27年国勢調査時点では、15歳未満人口割合が9.0%であるのに対し、高齢化率は39.3%に達しており、他の多くの地方自治体と同じく、少子高齢化が大きな課題となっています。

また、年少人口（15歳未満）は昭和60年から緩やかに減少、生産年齢人口（15～64歳）は平成7年をピークに減少に転じているのに対し、65歳以上の高齢者人口は昭和55年以降増加し続けています。平成27年国勢調査時点では、15歳未満人口割合が9.0%であるのに対し、高齢化率は39.3%に達しており、他の多くの地方自治体と同じく、少子高齢化が大きな課題となっています。

図2 利根町の人口推移予測 ※出典：利根町公共施設等総合管理計画

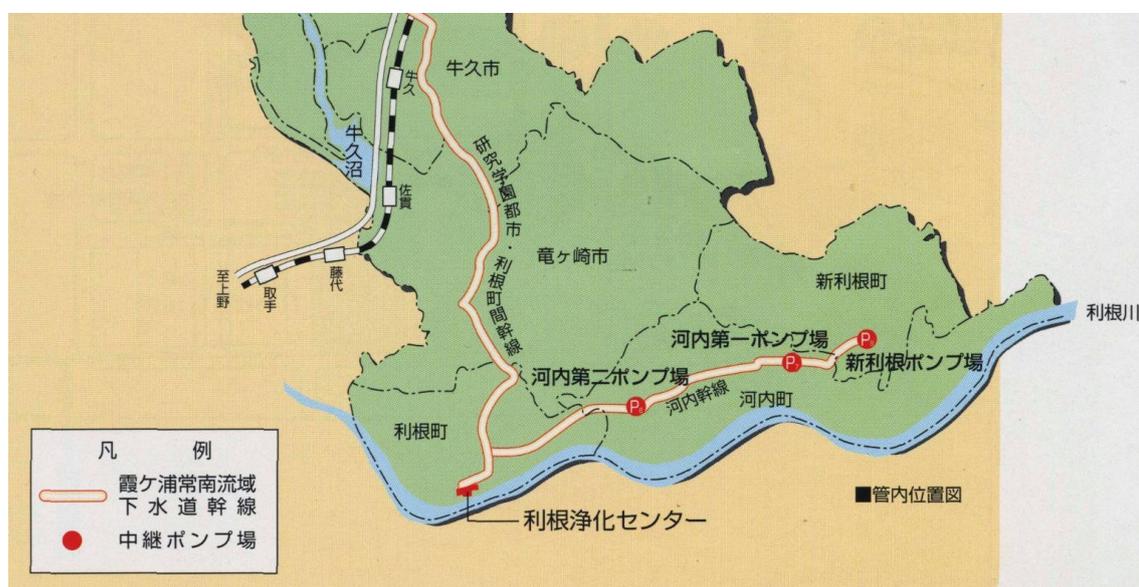
■総人口及び年齢3区分別人口の推移と見通し



3 下水道事業の概要

本町の公共下水道事業は、昭和 51 年に建設事業に着手、昭和 52 年 6 月より施設の供用を開始しました。この間、現在に至るまで度重なる事業計画の見直しを行い、現在は、事業計画として汚水計画は 434.0ha、雨水計画は 439.2ha の認可を受け下水道施設の整備を鋭意進めており、平成 30 年度末時点での汚水整備済面積は 393.2ha となっています。また、本町の公共下水道は、県が設置する霞ヶ浦常南流域下水道に接続している流域関連公共下水道（10 処理分区）であり、汚水処理は流域下水道の処理施設である利根浄化センターで行っています。

図3 霞ヶ浦常南流域下水道計画図（部分抜粋）※出典：茨城県流域下水道事務所ホームページ



汚水・雨水とも面的整備は概成を迎えており、現在は、既存施設の維持管理並びにストックマネジメント計画の策定及び同計画に基づく更新工事の実施等に取り組んでいます。

公共下水道の整備状況 ※出典：H30 年度地方財政状況調査

平成30年度末時点

建設事業開始	供用開始	全体計画面積 (A)	現在処理区域 面積 (B)	整備率 (B/A)
S51.3.17	S52.6.27	805ha	393ha	48.8%

また、処理区域内人口及び水洗化人口については、平成 30 年度末時点で 14,262 人に対

して 13,832 人であり、水洗化率は 97.0%となっております。生活排水ベストプラン（第 3 回改訂）において掲げた中期計画値（令和 7 年・96.80%）を前倒しで達成する等、順調な成果を上げています。しかしながら、施設の有効活用・経営基盤の強化に向けて、更なる水洗化率向上のための働きかけを引き続き行っていく必要があります。

公共下水道普及率・水洗化率

平成30年度末時点

行政区域内人口	処理区域内人口	汚水処理人口普及率	水洗化人口	水洗化率
16,268	14,262	92.7%	13,832	97.0%

4 経営の基本方針

(1) 基本方針

下水道サービスの安定的かつ効率的な提供を通して、市民の快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るため、下水道施設のストックマネジメント計画を策定し老朽化した下水道施設を計画的に維持管理及び改築していくことで、施設のライフサイクルコストの低減に努めます。

また、**＜図 2 利根町の人口推移予測＞**のとおり、長期的には人口減少が見込まれる状況ですが、接続率を向上させることで使用料収入の確保を図るとともに、経費回収率等の客観的指標を基準としながら、汚水処理費（公費負担分を除く）を自己財源で賄うことができる公営企業本来の在り方を目指し、更なる経営基盤の強化に努めてまいります。

(2) 課題

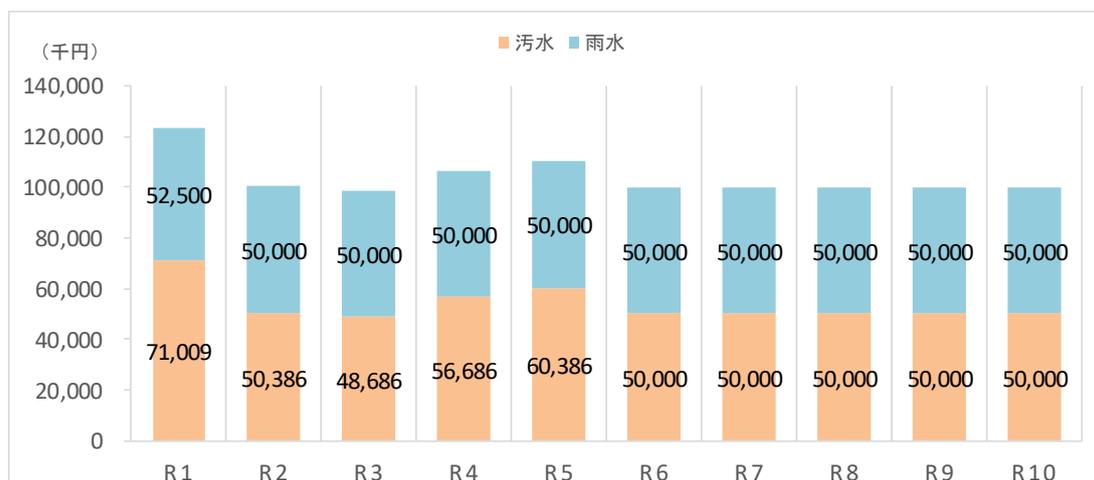
令和 6 年 4 月 1 日の地方公営企業法適用に向けて、法適用体制の検討や経営・資産状況の把握等、着実に準備を進めていく必要があります。

また、汚水処理費の適切な受益者負担を実現するために、経営状況を踏まえた上で下水道使用料の適正化を検討していく必要があります。

5 投資・財政計画

計画期間中の投資・財政計画について以下に示します。

(1) 投資計画

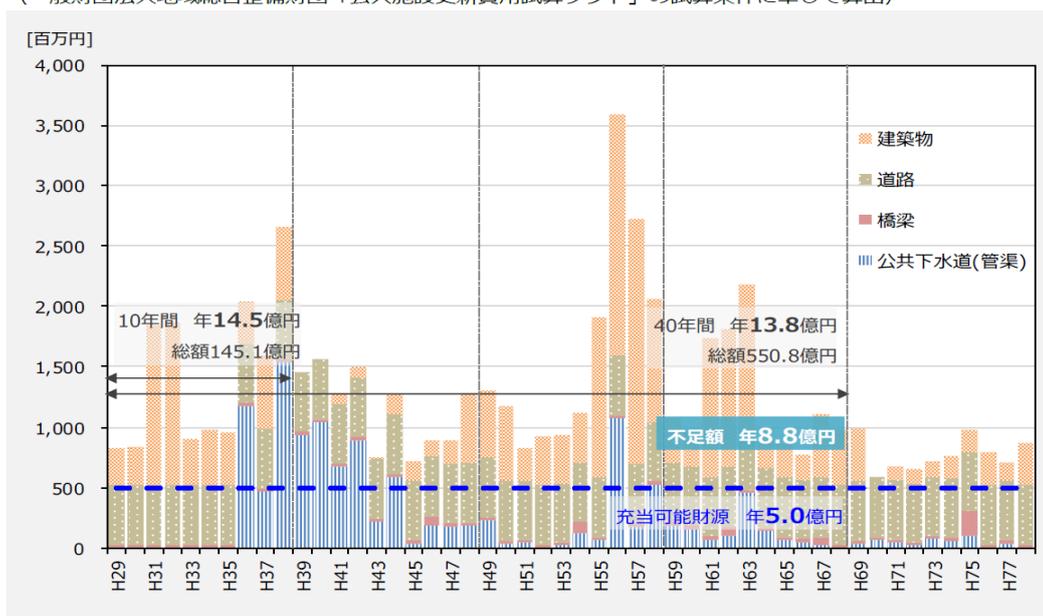


ストックマネジメント計画に基づく既存施設の更新工事として、令和2年度から令和10年度にかけて、汚水・雨水とも毎年度50,000～60,000千円程度の建設投資を見込んでいます。下水道施設は供用開始から42年が経過しており、本格的な施設の更新時期を迎えることから、ストックマネジメント計画に基づき予防保全の観点に立った改築を計画的に実施していくことで、投資額の縮減及び平準化を図ってまいります。

図4 将来の更新費用等見込み ※出典：利根町公共施設等総合管理計画

■ 将来の更新等費用と充当可能な財源見込みの比較

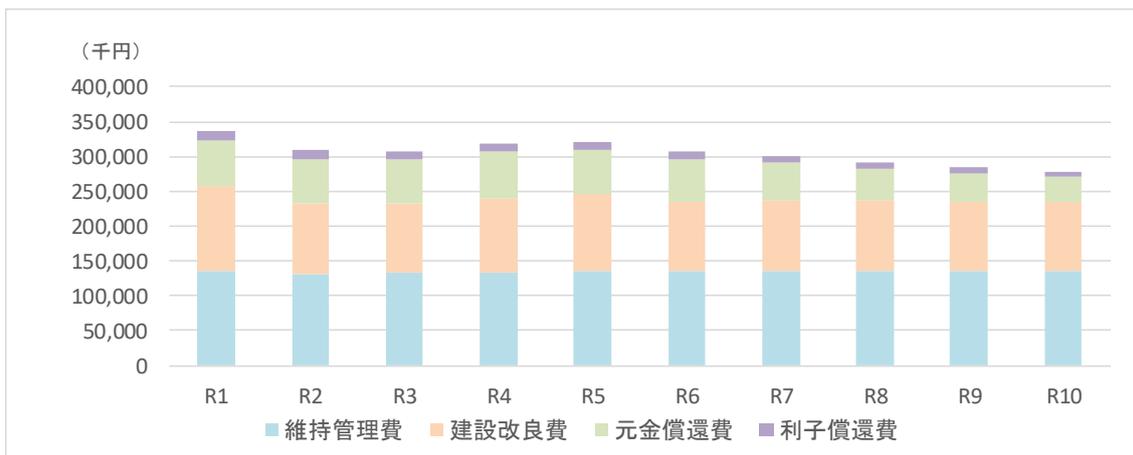
(一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」の試算条件に準じて算出)



(2) 財政計画

①歳出の推移

下水道事業の歳出は、維持管理費（下水道施設の修繕、管理業務委託、職員人件費等）、建設改良費（汚水・雨水建設事業費、建設職員人件費等）、地方債の元金及び利息の償還費を見込んでいます。

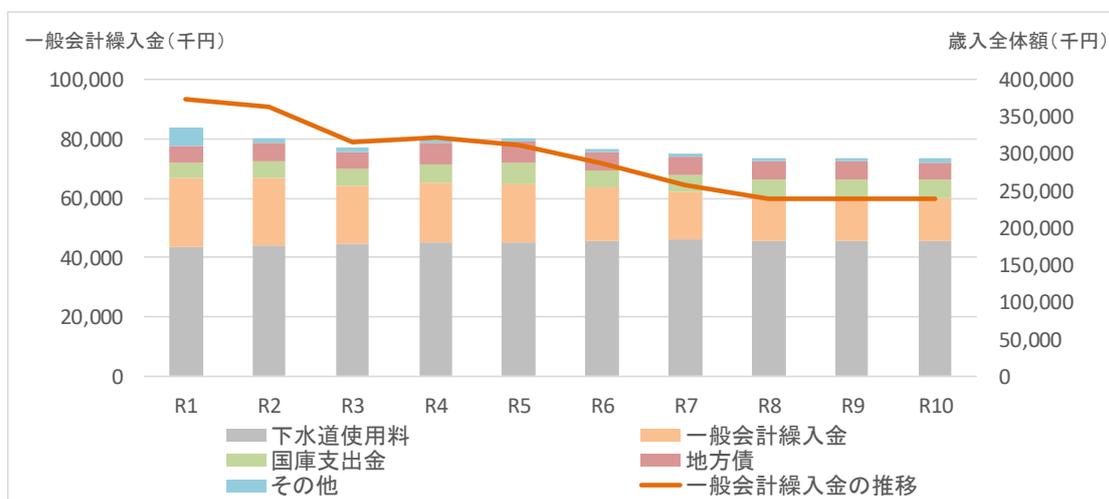


②歳入の推移

下水道事業の歳入は、下水道使用料のほか、国庫支出金、地方債、他会計繰入金などを見込んでいます。

下水道使用料については、接続率の向上を図ることで、ほぼ横ばいながら微増を見込んでいます。なお、使用料の見直しについては、法適用後の経営状況等を勘案した上で、長期的視点に立ち検討してまいります。

また、一般会計繰入金については、地方債の元金及び利息の償還が進むことから、減少していく見込みです。なお、詳細については、**<6 経営・財政状況分析(4) 一般会計繰入金の推移>**にて示します。



6 経営・財政状況分析

(1) 経費回収率の推移

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。使用料の適正水準を検討する参考となります。経費回収率は、使用料で回収すべき費用の全額を使用料で賄えていることを示す 100%以上であることが必要です。

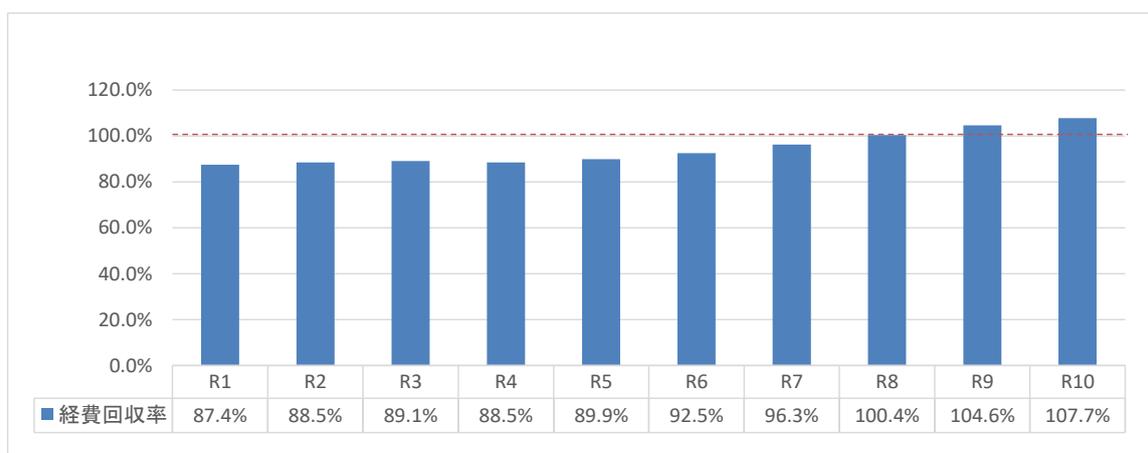
$$\text{経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

本町の計画期間中の経費回収率を見ると、概ね 80%台後半～90%台で推移し続けた後、令和 8 年度を境に 100%を超える見込みとなっています。これは、過去に下水道施設を建設した際に借り入れた地方債の償還が進み、資本費（元金償還金+利息）が縮減していくことが主な要因です。今後も、適切な受益者負担の在り方について、鋭意検討を進めてまいります。

経費回収率の推移見込み

単位：円/m³

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
使用料単価	127.90	129.43	129.43	129.43	129.43	129.43	129.43	129.43	129.43	129.43
汚水処理原価	145.06	146.20	145.34	146.20	143.95	139.87	134.41	128.94	123.73	120.14



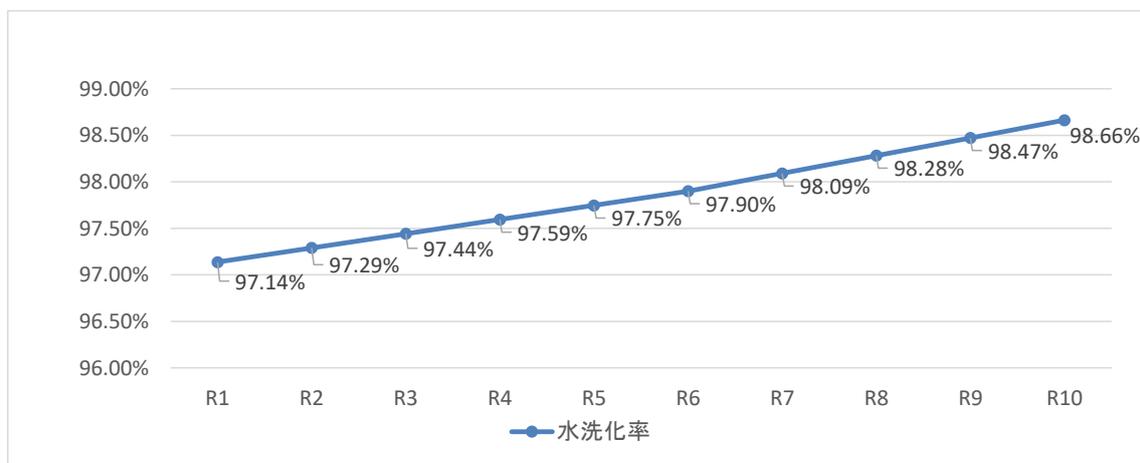
(2) 水洗化率の推移

水洗化率は、処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。水洗化率は、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましいといえます。

$$\text{水洗化率} = \frac{\text{水洗便所設置済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

本町の水洗化率は、まず近年の実績を見ると、平成 26 年度から平成 30 年度までの間で 0.95% 上昇し、平成 30 年度末時点の接続率は 96.98% となっています。この数字は、茨城県が策定した「生活排水ベストプラン（第 3 回改定版）」で掲げている中期計画値（令和 7 年度・96.80%）を前倒しで達成したものです。今後も、水洗化率の向上に向けた取り組みを積極的に行い、計画期間が終了する令和 10 年度末までに 98.66% までの向上を目指します。

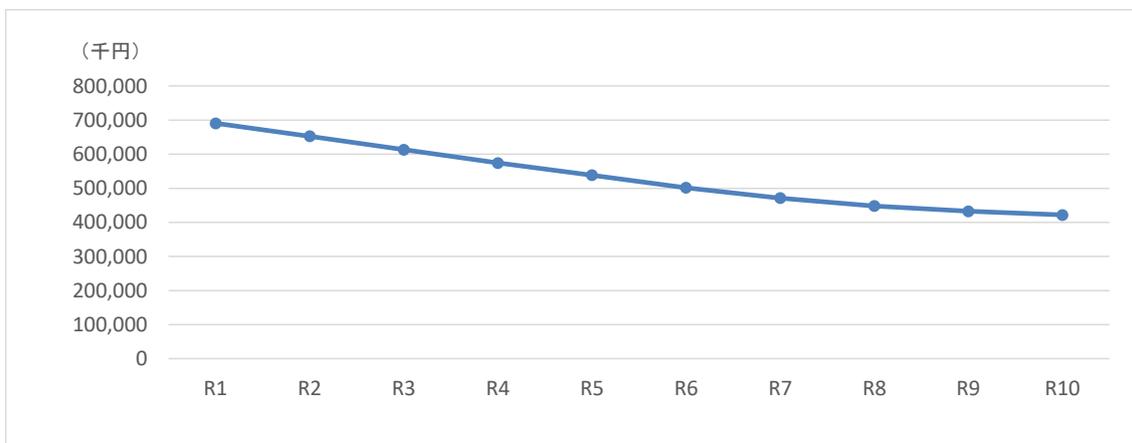
水洗化率の推移見込み



(3) 地方債残高の推移

地方債残高は、既発地方債の償還が順調に進んでいることに加えて、計画期間中の建設投資の見込み額が毎年度 50,000 千円程度に抑制されていることなどから、減少基調の見込みとなっています。一方で、既発地方債の償還が進んでいるということは、当初建設した下水道施設が更新時期を迎えつつあるということを意味します。ストックマネジメント計画に基づき、下水道サービスを安定的に供給しつつも、更新工事の平準化を図っていくことが望まれます。

地方債残高の推移見込み

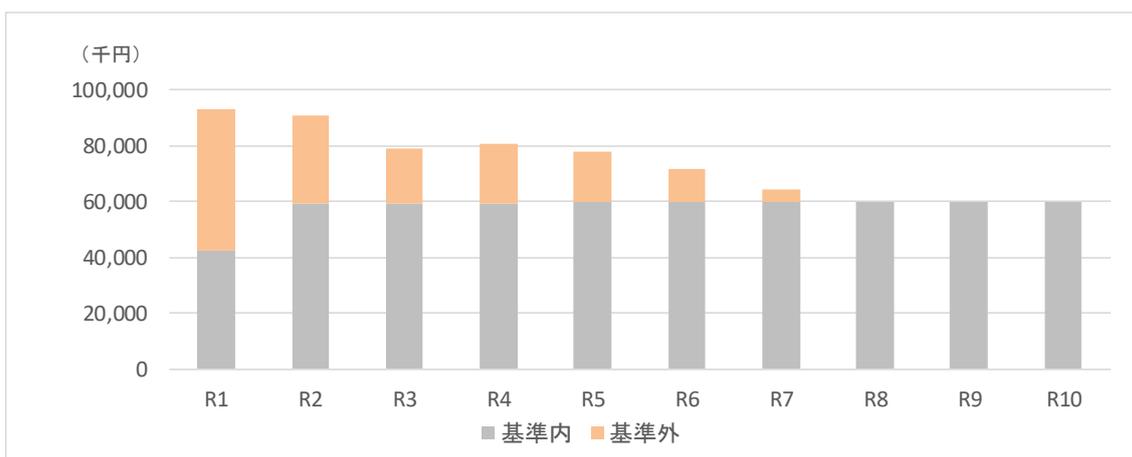


(4) 一般会計繰入金の推移

一般会計繰入金には、基準内繰入（公費で負担すべき経費）と基準外繰入（本来であれば企業の自己財源で負担すべき経費）がありますが、繰入金の全体額及び基準外繰入ともに減少していく見込みです。

この要因は、前述したとおり、過去に下水道施設を建設した際に借り入れた地方債の償還が進み資本費が縮減されることが主な要因です。令和8年度以降は、基準外繰入を必要とせずに事業運営を行っていくことができる見込みになっています。

一般会計繰入金の推移見込み



(5) 総括及び今後の展望

本町の公共下水道事業は、下水道施設の更新や、料金収入の減少リスク等の様々な経営課題を抱えておりますが、今回の経営戦略では、計画期間内に基準外繰入を皆減し、企業の自己財源に立脚した自立的経営に近づけるためのビジョンを示すことができました。

しかし、そのビジョンを実現するためには、計画を策定して終わりではなく、様々な経営課題を解決するための「行動」を起こしていかなければなりません。処理区域内人口の維持を政策的に行いつつ、特に、以下①から③の「重点項目」を着実に遂行することが必要となります。

重点項目

- ① 水洗化率の目標値を達成する
- ② 毎年度の建設投資額(※)を50,000千円程度に平準化する
- ③ 地方債元利償還を計画どおりに実行する

※雨水分を除く

この重点項目を遂行することによって、経費回収率を100%に近づけ、経営戦略で描いたビジョンを現実のものにしていくことができます。経費回収率100%は、汚水処理費(公費負担分を除く)の全額を使用料収入で賄えていること意味し、全ての公営企業が達成すべき経営目標となります。

なお、処理区域内人口の維持は行政区域内人口の確保と深く関わっているため、公共下水道事業だけでなく町全体にとっての大きな経営課題と言えます。公営企業の経営は独立採算を旨としているものの、同じ地方自治体による行政サービス主体である以上、一般会計部局と完全に切り離すことはできないのも事実です。

今後も、町民の皆様の快適な生活環境を支える下水道サービスを安定的に供給し続けるために、この経営戦略を着実に実行し、さらなる経営基盤の強化に努めてまいります。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収入	1 総 収 益 (A)	222,394	194,828	195,251	190,049	191,473	192,910	194,347	195,797	197,299	196,587	195,888	195,175	
	(1) 営 業 収 益 (B)	184,162	189,978	185,388	188,381	189,805	191,242	192,679	194,129	195,631	194,919	194,220	193,507	
	ア 料 金 収 入	175,350	174,002	173,270	176,738	178,121	179,517	180,913	182,322	183,781	183,089	182,410	181,718	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	8,812	15,976	12,118	11,643	11,684	11,725	11,766	11,807	11,850	11,830	11,810	11,789	
	(2) 営 業 外 収 益	38,232	4,850	9,863	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	
	ア 他 会 計 繰 入 金	20,625	2,848	9,861	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	
	イ そ の 他	17,607	2,002	2										
	2 総 費 用 (D)	159,113	157,081	149,954	146,744	146,083	146,011	145,949	145,844	145,956	144,926	144,125	143,476	
	(1) 営 業 費 用	141,249	140,850	135,040	132,200	133,086	133,980	134,874	135,776	136,711	136,268	135,833	135,389	
	ア 職 員 給 与 費	14,366	15,526	17,341	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
	イ そ の 他	126,883	125,324	117,699	117,200	118,086	118,980	119,874	120,776	121,711	121,268	120,833	120,389	
	(2) 営 業 外 費 用	17,864	16,231	14,914	14,544	12,997	12,031	11,075	10,068	9,245	8,658	8,292	8,087	
	ア 支 払 利 息	17,864	16,231	14,914	14,544	12,997	12,031	11,075	10,068	9,245	8,658	8,292	8,087	
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	63,281	37,747	45,297	43,305	45,390	46,899	48,398	49,953	51,343	51,661	51,763	51,699		
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	56,742	49,296	141,396	130,489	116,794	126,158	126,892	110,920	103,274	98,707	98,707	98,707	
	(1) 地 方 債	18,300	12,200	22,400	24,600	23,800	27,400	29,100	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200	
	うち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	17,053	27,649	76,993	82,589	70,494	72,258	69,492	63,420	55,774	51,207	51,207	51,207	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	8,100	4,200	22,000	23,300	22,500	26,500	28,300	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300	
	(6) 工 事 負 担 金	542	395	2										
	(7) そ の 他	12,747	4,852	20,001										
	2 資 本 的 支 出 (G)	100,674	97,263	187,693	162,794	162,184	173,057	175,290	160,873	154,617	147,171	139,941	134,866	
	(1) 建 設 改 良 費	29,616	26,979	123,509	100,386	98,686	106,686	110,386	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
	うち 職 員 給 与 費	2,197	2,197	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	65,980	62,390	64,183	62,408	63,498	66,371	64,904	60,873	54,617	47,171	39,941	34,866	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	5,078	7,894	1											
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 43,932	△ 47,967	△ 46,297	△ 32,305	△ 45,390	△ 46,899	△ 48,398	△ 49,953	△ 51,343	△ 48,464	△ 41,234	△ 36,159		

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	19,349	△ 10,220	△ 1,000	11,000						3,197	10,529	15,540
積 立 金	(K)	6,080	8,970										
前年度からの繰越金	(L)	12,327	25,596	1,000		11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	14,197	24,726
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	25,596	6,406		11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	14,197	24,726	40,266
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	7,659	439										
実 質 収 支	黒 字 (P)	17,937	5,967		11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	14,197	24,726	40,266
	(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	99	89	91	91	91	91	92	95	98	102	106	109
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)		184,162	189,978	185,388	188,381	189,805	191,242	192,679	194,129	195,631	194,919	194,220	193,507
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)		782,660	732,470	690,687	652,879	613,181	574,210	538,406	501,733	471,316	448,345	432,604	421,938

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収支分		23,369	13,089	16,419	8,311	8,352	8,393	8,434	8,475	8,518	8,498	8,478	8,457
うち基準内繰入金		20,746	11,665	14,751	8,311	8,352	8,393	8,434	8,475	8,518	8,498	8,478	8,457
うち基準外繰入金		2,623	1,424	1,668									
資本的収支分		17,053	27,649	76,993	82,589	70,494	72,258	69,492	63,420	55,774	51,207	51,207	51,207
うち基準内繰入金		1,100	1,500	27,738	51,207	51,207	51,207	51,207	51,207	51,207	51,207	51,207	51,207
うち基準外繰入金		15,953	26,149	49,255	31,382	19,287	21,051	18,285	12,213	4,567			
合 計		40,422	40,738	93,412	90,900	78,846	80,651	77,926	71,895	64,292	59,705	59,685	59,664

利根町公共下水道事業経営戦略

令和2年3月

利根町都市整備課